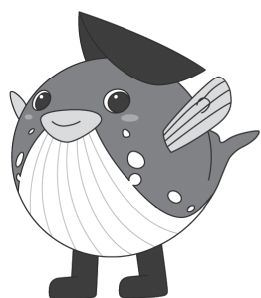


# 第九次 下関市いきいきシルバープラン

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

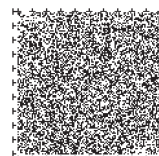
## 《概要版》



下関市 せきまる

令和6年(2024年)3月

下関市



音声コード Uni-Voice

# 計画の策定にあたって

## 1. 計画の目的

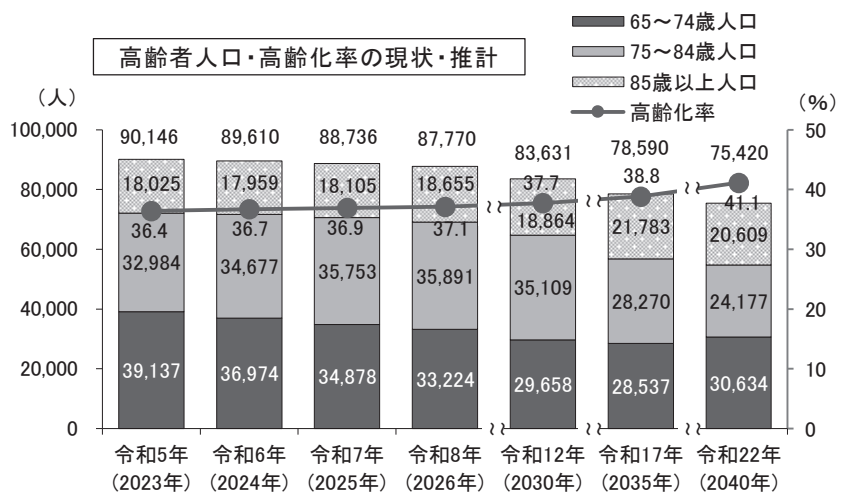
「第九次下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」(以下「第九次計画」という。)においては、「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を目指し、第八次計画までの取組を踏まえ、市民、地域、関係機関・団体、事業者等がつながり、支え合い、協働による取組により、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らし続けることができるまち「しものせき」を目指します。

## 2. 計画の位置付けと期間

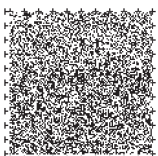
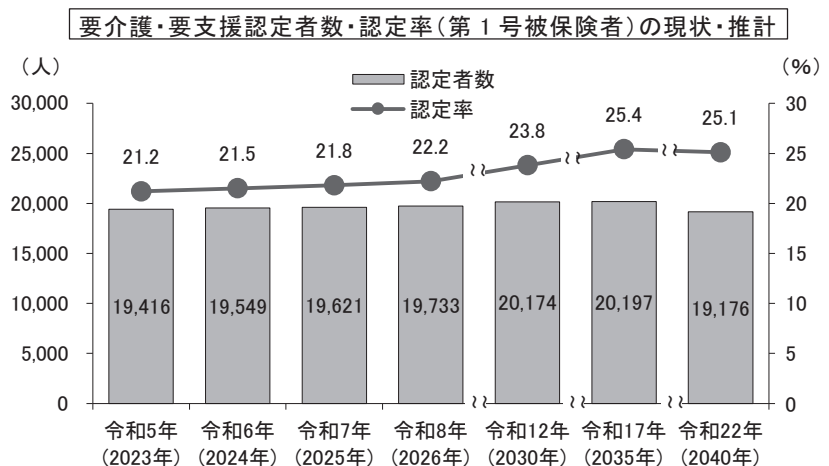
- 老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 「第4期下関市地域福祉計画」(令和5年(2023年)3月策定)を上位計画とする、高齢者福祉分野を総括する個別計画です。
- 計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

## 3. 高齢者数等の現状と推計

- 65歳以上人口は減少しますが、高齢化率は上昇し続け、介護ニーズの高い85歳以上の人口は今後増加することが見込まれます。  
 ※令和5年(2023年):住民基本台帳人口(9月末)  
 ※令和6年(2024年)以降の推計値:コホート要因法により推計



- 本市の要介護・要支援認定者数は、今後増加することが見込まれます。  
 ※令和5年(2023年):介護保険事業状況報告月報(9月)  
 ※令和6年(2024年)以降の推計値:推計した人口、令和5年(2023年)の認定率により推計



# 計画の基本的な考え方と成果指標

## 1. 基本理念

人と人が支え合う 誰もが健やかで笑顔があふれるまち

～住み慣れた地域で生きがいをもち、

安心して暮らし続けることができるまち「しものせき」～

本市の基本計画である「第2次下関市総合計画」の保健・医療・福祉分野の将来像であり、「第4期下関市地域福祉計画」の基本理念である「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を、第九次計画の基本理念とします。

## 2. 基本目標と計画の成果指標

### 基本目標1 地域共生社会の推進

指標		現状	目標
毎日の生活に満足している人の割合（A）	一般高齢者	78.0%	85.0%
	要支援1・2	64.8%	75.0%
	事業対象者	63.9%	80.0%
高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送っていると思う人の割合（B）※	18歳以上	25.5%	30.0%

### 基本目標2 高齢者の生活を支える環境づくりの推進

指標		現状	目標
住まいの地域を「高齢になっても自宅での生活を安心して継続できる」と評価している（思う）人の割合（A）	一般高齢者	56.7%	60.0%
	要支援1・2	54.2%	60.0%
	事業対象者	58.5%	60.0%

### 基本目標3 介護予防・健康づくりの推進

指標		現状	目標
65歳以上の要介護2以上の認定率（C）	65歳以上	9.0%	9.7%
生きがいがある人の割合（A）	一般高齢者	54.6%	65.0%
	要支援1・2	40.0%	50.0%
	事業対象者	43.1%	55.0%

### 基本目標4 介護保険サービスの提供体制の充実

指標		現状	目標
現在の生活を継続していくに当たって主な介護者が不安を感じる介護等が「ない」と回答した人の割合（D）	要支援1・2	10.5%	25.0%
	要介護1・2	9.9%	15.0%
	要介護3～5	6.3%	15.0%

[成果指標の出典]

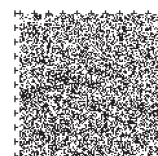
A … 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

B … 市民実感調査（毎年度実施）

C … 介護保険事業状況報告（月報）

D … 在宅介護実態調査（3年毎に実施）

※ … 第2次下関市総合計画後期基本計画 目標指標



# 計画の取組

## 基本目標1. 地域共生社会の推進

### (1) 地域包括ケアシステムの推進のための体制整備

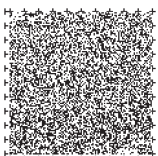
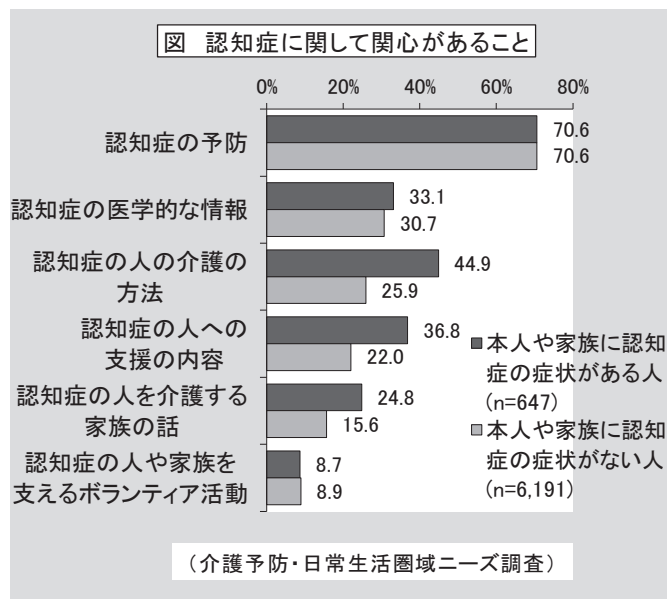
- 複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。
- 地域の課題解決に向けて地域ケア会議を推進するとともに、地域包括支援センターにおいて属性や世代を問わない包括的な相談等を担うことが求められているため、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携を強化するとともに、対応するための体制を整備します。
- 在宅医療・介護連携の体制強化を進めるとともに、看取りや認知症の人への対応力強化、市民の理解を促進するための取組を推進します。

### (2) 認知症施策の推進

- 認知症基本法に基づき、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進します。
- 認知症サポーター\*の養成や地域で認知症に係るボランティア活動を行うオレンジボランティアの養成及び活動支援を行うとともに認知症に関する相談窓口である地域包括支援センター等の周知に努めます。( \* 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する )
- 認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携をさらに強化します。
- 家族等の介護者の負担を軽減するため、介護サービスや生活支援等を適切に利用できる体制整備を行うとともに、認知症カフェ等を活用した取組を推進します。

### (3) 高齢者の権利擁護の推進

- 高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。
- 高齢者の尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。



## 基本目標2. 高齢者の生活を支える環境づくりの推進

### (1) 在宅生活の支援の充実

- さらに多くの地区に第2層の協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化、地域の支え合いの活動を行う団体の支援等により、生活支援体制のさらなる充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する生活支援、緊急時の対応等の事業を行うとともに、元気な高齢者の活動を支援する取組を実施します。
- 家族介護者の負担を軽減し、支えていくための取組、介護離職を防止するための取組を推進します。

### (2) 生活環境の整備

- 地域で見守る体制づくりや防犯体制を整備します。
- 住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進します。
- 地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

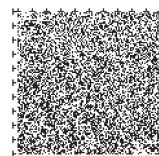
## 基本目標3. 介護予防・健康づくりの推進

### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止、健康づくりの推進

- 介護予防・生活支援サービス事業について、不足しているサービス提供の充実を図るとともに効果的なサービス提供を推進します。
- 市の介護予防事業の充実や周知とともに、地域での住民主体の活動や市民一人ひとりの行動を促すための支援の充実を図ります。
- 介護支援専門員、リハビリテーション専門職及び介護保険サービス事業所との連携を図り、リハビリテーションが必要な高齢者に対して適切なサービスを提供します。
- 高齢者への健康づくりの支援を行うとともに、青年期、壮年期からの生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。
- 高齢者の健康管理を支援できるよう関係機関との体制整備を進め、疾病予防・重症化予防に係る保健事業と運動、口腔、栄養等のフレイル対策を含む介護予防事業を一体的に実施します。

### (2) 生きがいづくりの推進

- 住民主体の活動の充実を促進するとともに、参加にかなげる環境づくりを推進します。
- 高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。







# 第9期介護保険事業の推進

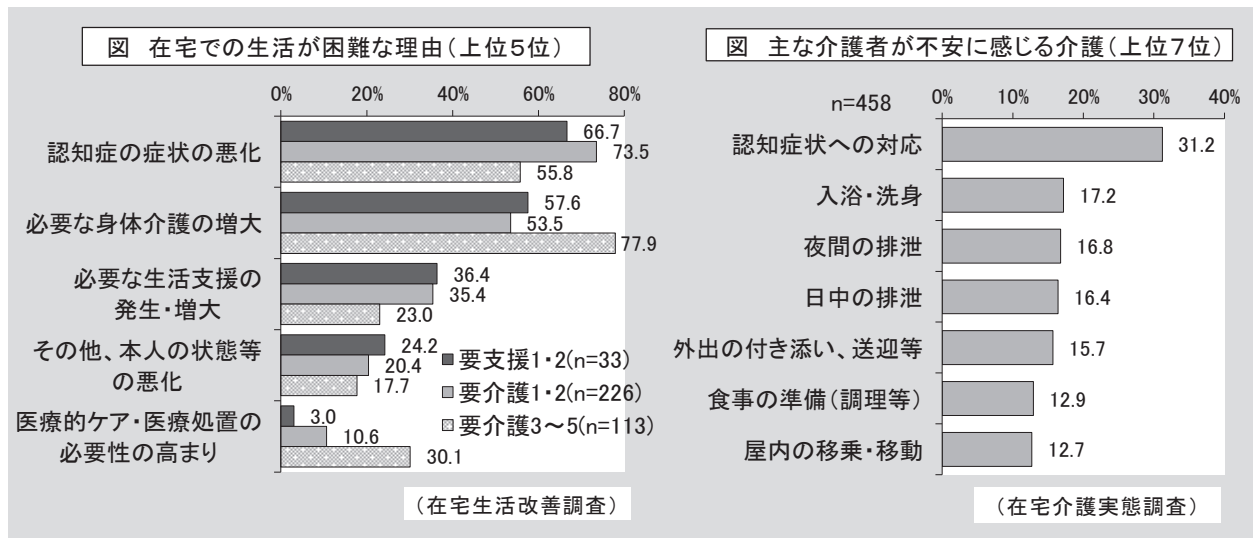
## 1. 介護保険事業の展開

### (1) 基本的な視点

- これまで、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、地域包括ケアシステムを推進してきましたが、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を展望すると、総人口及び現役世代人口が減少する一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加することが見込まれます。
- 第9期介護保険事業計画では、引き続き住み慣れた地域での生活を継続するために、必要なサービスの提供体制を確保するとともに、各地域の状況に応じた介護基盤の充実に努めます。

### (2) 基盤整備の目標

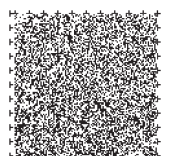
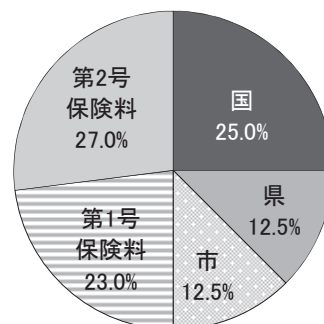
- 認知症高齢者への対応、在宅での医療・介護ニーズの需要増大を勘案し、認知症高齢者グループホームや地域密着型サービスの整備を図ることとします。
- 令和7年度(2025年度)に、認知症高齢者グループホームを2か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所、地域密着型介護老人福祉施設を1か所整備します。



## 2. 第1号被保険者の保険料設定の基本的な考え方

- 保険から支払われる標準給付費については、その半分を国、山口県及び本市が公費で負担し、残りの半分を第1号被保険者保険料(65歳以上)と第2号被保険者保険料(40歳以上65歳未満)で負担します。
- 第9期介護保険料の設定に当たっては、国の基本的な考え方に基づいて算定し、保険料の上昇抑制のための介護給付費準備基金の活用や被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行います。

図 介護給付費(居宅給付)の財源構成



### 3. 所得段階別第1号被保険者保険料

所得段階	区分（対象者）	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金（※1）受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額（※2）から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285 （※3）	1,567.5円	18,810円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.385 （※3）	2,117.5円	25,410円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685 （※3）	3,767.5円	45,210円
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,950円	59,400円
第5段階 （基準額）	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	5,500円	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,600円	79,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	7,150円	85,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,250円	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	9,350円	112,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.8	9,900円	118,800円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.9	10,450円	125,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.0	11,000円	132,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.1	11,550円	138,600円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額 ×2.2	12,100円	145,200円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	基準額 ×2.3	12,650円	151,800円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額 ×2.4	13,200円	158,400円

（※1）老齢福祉年金…明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金

（※2）合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額で、所得控除（扶養控除や医療費控除など）や特別控除（土地建物を売却したときの譲渡所得で受けられる控除等）、損失の繰越控除をする前の金額。ただし、保険料の算定においては、譲渡所得に係る特別控除は、合計所得金額から控除されず。

（※3）公費負担による低所得者の保険料軽減が実施された保険料率

■発行年月 令和6年（2024年）3月  
 ■発行 下関市  
 ■編集 下関市 福祉部 長寿支援課・介護保険課  
 保健部 健康推進課  
 〒750-8521 下関市南部町1番1号  
 Tel 083-231-1111（代表）

